

西東京市告示第84号

令和3年西東京市告示第112号の全部改正について

令和7年4月1日

西東京市長 池澤隆史

下記のとおり令和3年西東京市告示第112号の全部を改正する。

記

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定める。

- 1 細則第21条第2項第1号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第1号及び別記第1号の2
- 2 細則第21条第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第2号及び別記第2号の2
- 3 細則第21条第2項第1号ウに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第3号及び別記第3号の2
- 4 細則第21条第2項第2号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第4号
- 5 細則第21条第2項第3号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第5号
- 6 細則第21条第2項第4号に規定する遊戯施設工事監理状況調書 別記第6号

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備（令和6年国土交通省告示第151号による改正前の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によるものに限る。）については、この告示による改正後の別記第1号、別記第1号の2及び別記第3号から別記第6号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の別記第4号及び第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

建築設備概要書

区 分		概 要						
給排水設備	給水源	水道水・井水・排水再利用水・()						
	給水方式	直結方式・直結増圧方式・受水タンク方式(受水タンク・高置タンク)						
	受水タンクの設置場所	地下室内(B F)・地上階室内(F)・屋外						
	排水方法	公共下水道・合併処理浄化槽(放流・くみ取り・地下浸透)・()						
	排水槽	汚水槽(箇所)・雑排水槽(箇所)						
	合併処理浄化槽	()人槽・メーカー及び型式番号()						
	屋内給水管	鋼管・鋳鉄管・VP管(最大 A)・耐火二層管・()						
	屋内排水管・通気管	鋼管・鋳鉄管・VP管(最大 A)・耐火二層管・()						
	阻集器を必要とする場所	駐車場・厨房・()						
	換気設備	換気設備の種類	中央方式・各階方式・個別方式・()					
機械換気を必要とする室		無窓居室・屋内駐車場・集会場・劇場・火気使用室・()						
シックハウス対策換気設備		(1・2・3)種換気・()						
熱源の種類		都市ガス・LPG・電気・灯油・地域冷暖房・()						
火気使用室の室名		台所・給湯室・厨房・熱源機械室・()						
火気使用室の給気口の種類		ガラリ・給気ダクト・給排気二層ダクト・()						
ダクトの材質		火気使用室	居室	便所	浴室			
給湯器の種類		ガス給湯器(屋外式・開放式・半密閉式・密閉式)・電気温水器・()						
12kW/hを超える燃焼器具の排出方法		煙突・排気フード・()						
ガスの配管設備安全対策	ヒューズコック・ネジ接合・()							
避難施設等	排煙設備の種類	自然排煙・機械排煙・送風機を設けた排煙・加圧防排煙・告示()						
	排煙機の予備電源等の種類	発電機・ACモーター併用エンジン・()						
	非常用照明装置の予備電源の種類	電池内蔵・電源別置・蓄電池併用発電機・()						
	非常用出入口の赤色灯	あり・なし						
避雷設備	JIS Z 9290-3:2019	雷保護レベル	I ・ II ・ III ・ IV					
		受雷部システム	構成	突針・水平導体・メッシュ導体				
			受雷部配置	回転球体法・保護角法・メッシュ法				
			側壁受雷部	なし・あり				
			屋上突角部、縁部の保護	なし・あり(導線による対策・突針による対策)				
		引下げ導線システム	引下げ構成	専用引下げ・構造体利用・金属工作物代用				
			水平環状導体	なし・あり(導体施設・構造体使用)				
		接地極システム	A型接地極	放射状・垂直・板状				
			B型接地極	環状・網状・基礎				
			構造体利用接地極					
その他	延焼のおそれのある部分の措置	FD・鋼製ベントキャップ(100φ以下)・()						
	防火区画貫通部における防火ダンパーの種類	温度ヒューズ・連動ダンパー(煙感知器・熱感知器)						
	防火戸等の閉鎖方式の種類	階段区画等	常閉・連動(煙感知器)					
		面積区画	常閉・連動(温度ヒューズ・煙感知器・熱感知器)					
		異種用途区画	常閉・連動(煙感知器)					
	ケーブル・冷媒配管等の防火区画貫通部の措置	大臣認定工法(認定番号)・施行令・告示						
	建築基準法に基づく中央管理室	あり・なし						

その2

その他	避難安全検証法の適用	なし・区画避難安全検証・階避難安全検証(階)・全館避難安全検証
	避難安全検証法により適用しない規定	
昇降機	種 類	エレベーター(基)・エスカレーター(基)・[(基)]
	確認年月日・確認番号	年 月 日 第 号
	施工者	

(注意) 概要欄のうち、該当する事項を○で囲み、適宜必要事項を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

建築設備工事監理状況調書			添付書類
確 認 項 目			
共通	1	電気・水道・ガス設備が仮設ではなく本設である。	
	2	敷地内外の給排水設備の接続が完了している。	
	3	設備機器等が敷地外に突出していない。	
	4	屋上突出設備(水槽、キュービクル、空調機器等)に地震等に対する転倒防止措置を講じている。	
	5	令第9条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。	
給排水設備	1	飲料水系と雨水利用水系又は排水再利用水系等が直接接続されていない。	
	2	給水設備(散水栓等)は吐水口空間が確保されている。	
	3	給水タンク、高架タンクの保守点検に支障がない空間が確保されている。	写真
	4	高架タンクの保守点検のための安全対策(ステージ、手すり等)の措置を講じている。	写真
	5	雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管等と兼用し、又はこれらの管と連結していない。	
	6	雨水排水管を汚水排水管と連結する場合は、直前にトラップ ^{ます} 桝等が設けられている。	
	7	排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。	
	8	通気管末端の開口部と建物の出入口、窓等との離隔距離が確保されている。	
	9	排水通気用屋内開放通気弁は、保守点検の可能な場所又は付近に点検口が設けられている。	
	10	排水槽は昭和50年建設省告示第1597号第2に基づき施工されている。	
	11	流し器具、洗面器具、浴槽の床排水に規定の排水トラップが設けられている。	写真
	12	合併処理浄化槽が申請どおり設けられている(※工事中及び型式番号が分かる写真を撮ること。)	写真
	13	合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が24時間漏水していない。	写真・データ
	14	給排水管、通気管が規定の材質で施工されている。	写真
	15	駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。	写真
	16	厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。	
換気設備	1	換気設備は保守点検に支障がない位置にある。	
	2	火気使用室に規定の給気設備と排気設備が設けられている。	写真・データ

換気設備	3	居室には当該床面積の1/20以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。	機械換気データ
	4	機械換気を必要とする室には規定の換気設備が設けられている。	データ
	5	シックハウス対策が必要な室には規定の機械換気設備が設けられている。	データ
	6	開放式ガス器具を設ける室には換気上有効な開口部が設けられている。	
	7	換気ダクトが規定の材質で施工されている。	写真
	8	密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒(煙突)には防火ダンパーが取り付けられていない。	
	9	3階建て以上の共同住宅には、ガス器具に適合したガスの安全対策(ヒューズコック、ネジ接合等)がなされている。	
排煙設備	1	排煙を要する場所には、当該床面積の1/50以上の開口部又は規定の機械排煙設備が設けられている。	機械排煙データ
	2	送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備の場合、平成12年建設省告示第1437号に基づき施工されている。	データ
	3	付室等に設置した加圧防排煙設備の場合、平成28年国土交通省告示第696号及び第697号に基づき施工されている。	データ
	4	排煙設備のための手動開放装置が規定の高さがある。	
	5	排煙ダクトに設ける防火ダンパーは280℃の温度ヒューズを使用している。	
	6	排煙ダクトの断熱が必要な箇所にはロックウール等が被覆されている。	
	7	機械排煙設備等の作動と連動して、換気、空調設備が停止する。	
	8	機械排煙設備等が作動しても負圧による当該区画内の避難方向への戸の開閉には支障がない。	
	9	機械排煙設備の煙出口、付室及び乗降ロビーに設ける給気取入口等は、「延焼のおそれのある部分」以外に設けられている。	
非常用照明	1	非常用照明器具は必要な場所に設けられ、規定の照度がある。	写真・データ
	2	非常用照明装置の構造は、JIL適合マーク等により確認している。	
	3	電池内蔵形の配線が正しく行なわれ、コンセント型の引き抜き防止措置が講じられ、蓄電池に充電されている。	
	4	電源別置形の停電検出については、分電盤の廊下等避難経路の分岐回路の二次側から分岐されている。	
予備電源	1	常用の電源から予備電源への切替えに支障がない。	データ
	2	耐熱規制を受けた配線、分電盤等で施工されている。	
避雷設備	1	被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。	
	2	被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。	写真
	3	引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。	写真
	4	引下げ導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。	
	5	接地極システムが設計通りに施工されている。	写真
	6	外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。	

その 3

その他	1	外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられる換気設備の開口部に防火設備（F D 等）が設けられている。	
	2	換気、空調ダクトに設ける防火ダンパーが防火区画等の貫通部に取り付けられている。	
	3	防火ダンパーの構造は、日本防排煙工業会の自主適合マーク等により確認している。	
	4	防火ダンパーの付近の天井面には保守点検のための点検口（45cm□以上）が設けられている。	
	5	防火戸、ダンパー、可動たれ壁に連動する感知器が規定の位置に設けられ、作動する。	写真・データ
	6	配管、ダクト、配線等が防火区画等を貫通する際に、防火措置を講じている。	写真
	7	和風便器、阻集器が防火区画の床を貫通する際に、耐火被覆等の防火措置を講じている。	
	8	3 階建て以上の建築物に設けられる直通階段（屋内、屋外）に直接面した部分に換気設備の開口部が設けられていない。	
	9	屋外避難階段から 2 m 未満に換気設備の開口部が設けられていない。	
	10	屋外階段の正面、屋外避難階段から周囲 2 m 範囲の給湯器は扉内型である。	
昇降機	1	昇降路内は他の用途の配線、配管等（光ファイバーケーブル等を除く。）が設けられていない。	
	2	昇降路は、耐火構造等で区画され、路内には穴、隙間がなく、かつ突出物がない。	
	3	非常用 E L V の各階乗降ロビー内の見やすい位置に避難経路図を掲示した。	

（注意） 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築設備概要書						
(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積500平方メートルを超えるものを除く)						
区 分		概 要				
給排水設備	給水方法	直結・()				
	排水方法	公共下水道・合併処理浄化槽・くみ取り便所・()				
	給水管の材質	鋼管・鋳鉄管・VP管・耐火二層管・()				
	排水・通気管の材質	鋼管・鋳鉄管・VP管・耐火二層管・()				
	合併処理浄化槽	()人槽・メーカー型式番号()・処理水の放流先()				
	合併処理浄化槽工事業者	(登録・届 号)				
換気設備	火気使用室	台所・給湯室・厨房・()				
	火気使用室の給気口の種類	ガラリ・給気ダクト・給排気二層ダクト・()				
	ダクトの材質	火気使用室	居室			
	給湯器の種類	ガス給湯器(屋外式・開放式・半密閉式・密閉式)・電気温水器・()				
	シックハウス対策	第(1、2、3)種換気・()				
その他	延焼のおそれのある部分の措置	FD・ベントキャップ(100φ以下)・()				

(注意) 概要欄のうち、該当する事項を○で囲み、必要事項を適宜記入してください。

建築設備工事監理状況調査 (地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積500平方メートルを超えるものを除く。)			
確認項目		添付書類	
共通	1	敷地内外の給排水設備の接続が完了している。	
	2	令第9条等の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁等により確認した。	
給排水設備	1	給排水管、通気管等が規定の材質で施工されている。	写真
	2	雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管と兼用し、又は、これらの管と連結していない。	
	3	排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。	
	4	流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。	写真
	5	合併処理浄化槽が申請どおりに設けられている(※工事中及び型式番号が分かる写真を撮ること。)	写真
	6	合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。	写真・データ
	7	駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。	写真
	8	厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。	写真
換気設備	1	換気設備は保守点検に支障のない位置にある。	
	2	火気使用室に規定の給気(ガラリ等)と排気設備が設けられている。	写真・データ
	3	排気ダクトが規定の材質で施工されている。	
	4	居室には当該床面積の1/20以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。	機械換気データ
	5	シックハウス対策の機械換気設備が規定どおりに施工されている。	写真・データ
	6	密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒(煙突)には防火ダンパーが取り付けられていない。	
その他	1	外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられた換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。	写真

(注意)

- 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。
- 合併処理浄化槽及びくみ取り便所の便槽は、漏水試験結果(24時間)のデータを添付してください。
- 機械換気は、室ごとに、給気の方法、排気については法定風量(m^3/h)に対する実測風量(m^3/h)を記入した一覧表にして添付してください。なお、換気風量については、換気扇の性能で確認できる場合は、実測に変えて換気扇の性能図を添付しても良いこととします。
- 施工写真で同じ施工方法によるものは、代表する写真を添付してください。
- 項目に記載がない建築設備(排煙設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、照度データ等を添付してください。

建築設備概要書					
区 分			概 要		
避雷設備	JIS Z 9290-3:2019	雷保護レベル	I ・ II ・ III ・ IV		
		受雷部システム	構成	突針・水平導体・メッシュ導体	
			受雷部配置	回転球体法・保護角法・メッシュ法	
			側壁受雷部	なし・あり	
			屋上突角部、 縁部の保護	なし・あり（導線による対策・突針による対策）	
		引下げ導線システム	引下げ構成	専用引下げ・構造体利用・金属工作物代用	
			水平環状導体	なし ・ あり（導体施設 ・ 構造体使用）	
		接地極システム	A型接地極	放射状・垂直・板状	
			B型接地極	環状・網状・基礎	
			構造体利用接地極		
その他	非常用照明装置の予備電源の種類	電池内蔵・電源別置・蓄電池併用発電機・（ ）			
その他	非常用進入口の赤色灯	あり・なし			

（注意） 概要欄のうち、該当する事項を○で囲み、適宜必要事項を記入してください。

建築設備工事監理状況調書			
確 認 項 目		添付書類	
共通	1	令第 9 条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。	
避雷設備	1	被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。	
	2	被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。	写真
	3	引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。	写真
	4	引下げ導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。	
	5	接地極システムが設計通りに施工されている。	写真
	6	外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。	
その他			

(注意)

1 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

2 項目に記載がない建築設備(給排水設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、写真、データ等を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

昇降機工事監理状況調書

確 認 項 目			添付書類
エレベーター	機械室・昇降路	1 機械室に通ずる階段の構造、機械室の出入口の構造は規定どおりである。	
		2 機械室の面積、床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は規定どおりである。	
		3 機械室には換気上有効な開口部又は換気設備が設置されている。	
		4 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。	
		5 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。	
		6 受電盤、制御盤等の取付状況は支障が無く、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		7 機械室機器・昇降路内の耐震対策は問題がない。	
		8 調速機・非常止め装置の作動及び作動速度は適切である。	データ
		9 主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。	データ
		10 主索の緩み検出装置の作動は適切である。	
		11 頂部すき間、ピット深さは、規定の寸法が確保されている。	データ
		12 上部・下部リミットスイッチ、頂部・ピット安全距離確保スイッチ等の位置及び作動は適切である。	
		13 昇降路出入口戸のドアインターロックスイッチ、ドアクローザーの作動は適切である。	
		14 緩衝器の取付状況、動作に問題がない。	
		15 ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。	
		16 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。	
		17 つり合おりの取付状況に問題がない。	
かご		1 かご上・かご内安全スイッチ、かご出入口戸の開閉装置、ドアスイッチ等の作動は適切である。	
		2 かご内には、用途・積載量等を明示した標識が設置されている。	
		3 外部への連絡装置、停電灯設備の作動は適切である。	
		4 昇降路出入口の床先とかごの床先の水平距離、及びかご床先と昇降路壁との水平距離は規定の寸法以下である。	データ
		5 かごの構造、寸法は規定どおりである。	
		6 はかり装置の作動は、適切である。	

エレベーター	油圧E V	1	電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。	データ
		2	油圧パワーユニットの取付状況、動作等に問題がない。	
		3	安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。	データ
		4	圧力配管には圧力計を設けている。	
		5	プランジャー、プランジャーストップパー、シリンダーの取付状況に問題がない。	
	非常用E V	1	予備電源による運転に問題がない。	
		2	かご呼び戻し装置の作動は適切である。	
		3	一次消防・二次消防の運転及び速度は適切である。	
		4	避難経路図及び非常標識、表示灯の設置は適切である。	データ
	その他	1	建築材料は規定の材料が使用されている。	
		2	管制運転の作動は適切である。	
		3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ
エスカレーター	機械室	1	電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付状況、動作等に問題がない。	
		2	受電盤、制御盤等の取付状況に問題がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		3	駆動鎖安全スイッチ、踏段鎖安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。	
	乗場・中間部	1	エスカレーターの構造、寸法は規定どおりである。	
		2	手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に問題がない。	
		3	非常停止スイッチ、昇・降起動スイッチ、警報・運転休止スイッチ、スカートガードスイッチ、手すり入込口スイッチ等の作動は適切である。	
		4	踏段とスカートガードのすき間の寸法は適切である。	
		5	安全装置作動時の制動距離は適切である。	データ
		6	トラスのかかり代長さが適切である。	写真
	その他	1	交差部固定保護板、交差部可動警告板、誘導柵、進入防止用仕切板等の取付状況に問題がない。	写真
		2	防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。	
		3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ
小荷物専用昇降機	機械室・昇降路	1	機械室・昇降路内には小荷物専用昇降機に必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。	
		2	電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。	
		3	受電盤、制御盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		4	主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。	データ

その3

小 荷 物 専 用 昇 降 機	機 械 室 ・ 昇 降 路	5	ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。	
		6	綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。	
		7	つり合おりの取付状況に問題がない。	
		8	出入口戸の開閉装置、ドアスイッチ、ドアロック、戸開放防止警報装置等の作動は適切である。	
		9	出入口の寸法は規定どおりである。	データ
	そ の 他	1	かごの構造、寸法は規定どおりである。	データ
		2	建築材料は規定の材料が使用されている。	
		3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

昇降機工事監理状況調書

確 認 項 目			添付書類
エレベーター	機械室・昇降路	1 機械室に通ずる階段の構造、機械室の出入口の構造は規定どおりである。	
		2 機械室の面積、床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は規定どおりである。	
		3 機械室には換気上有効な開口部又は換気設備が設置されている。	
		4 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。	
		5 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。	
		6 受電盤、制御盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		7 機械室機器・昇降路内の耐震対策は問題がない。	
		8 調速機・非常止め装置の作動及び作動速度は適切である。	データ
		9 主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。	データ
		10 主索の緩み検出装置の作動は適切である。	
		11 頂部すき間、ピット深さは、規定の寸法が確保されている。	データ
		12 上部・下部リミットスイッチ、頂部・ピット安全距離確保スイッチ等の位置及び作動は適切である。	
		13 昇降路出入口戸のドアインターロックスイッチ、ドアクローザーの作動は適切である。	
		14 緩衝器の取付状況、動作に問題がない。	
		15 ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。	
		16 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。	
		17 つり合おりの取付状況に問題がない。	
かご		1 かご上・かご内安全スイッチ、かご出入口戸の開閉装置、ドアスイッチ等の作動は適切である。	
		2 かご内には、用途・積載量等を明示した標識が設置されている。	
		3 外部への連絡装置、停電灯設備の作動は適切である。	
		4 昇降路出入口の床先とかごの床先の水平距離、及びかご床先と昇降路壁との水平距離は規定の寸法以下である。	データ
		5 かごの構造、寸法は規定どおりである。	
		6 はかり装置の作動は適切である。	

エレベーター	油圧E/V	1	電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。	データ
		2	油圧パワーユニットの取付状況、動作等に問題がない。	
		3	安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。	データ
		4	圧力配管には圧力計を設けている。	
		5	プランジャー、プランジャーストッパー、シリンダーの取付状況に問題がない。	
	その他	1	建築材料は規定の材料が使用されている。	
		2	管制運転の作動は適切である。	
		3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ
エスカレーター	機械室	1	電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付状況、動作等に問題がない。	
		2	受電盤、制御盤等の取付状況に問題がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		3	駆動鎖安全スイッチ、踏段鎖安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。	
	乗場・中間部	1	エスカレーターの構造、寸法は規定どおりである。	
		2	手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に問題がない。	
		3	非常停止スイッチ、昇・降起動スイッチ、警報・運転休止スイッチ、スカートガードスイッチ、手すり入込口スイッチ等の作動は適切である。	
		4	踏段とスカートガードのすき間の寸法は適切である。	
		5	安全装置作動時の制動距離は適切である。	データ
		6	トラスのかかり代長さが適切である。	写真
	その他	1	交差部固定保護板、交差部可動警告板、誘導柵、進入防止用仕切板等の取付状況に問題がない。	写真
		2	防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。	
		3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

遊戯施設工事監理状況調書				
確 認 項 目			添付書類	
ウォータースライド	構造関係	1	地盤は、沈下、陥没等がなく、排水も問題ない。	
		2	基礎は、基礎コンクリートに部分的なき裂、破損がない。	
		3	構造物・構造体・支柱・梁・補助部材等はさび、腐食破損等がない。	
		4	基礎、構造体は、安全上支障なく施工されている。	写真・データ
	滑走路関係	1	滑走路本体に劣化、損傷がないことを確認した。	
		2	滑走路取付状況等に支障がない。	
		3	張出し部分(手すり)、飛出防止壁の取付状況等に支障がない。	
	発着部関係	1	スタート台、階段床等の取付状況等に支障がない。	
		2	着水部分本体は損傷部がなく、安全に着水できる。	
		3	着水部の水深表示がなされている。	
	揚水装置関係	1	揚水装置の取付状況等に支障がない。	
		2	揚水装置からの漏れ、さび、異音等がない。	
		3	揚水装置の動作等は支障がない。	
		4	揚水ポンプの電動機の作動試験は適切である。	データ
	電気関係	1	受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		2	配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等支障がなく、接地抵抗値は適切である。	データ
		3	被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。	
		4	被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。	写真
		5	引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。	写真
		6	引下げ導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。	
		7	接地極システムが設計通りに施工されている。	写真
		8	外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。	
	保安関係	1	安全柵、誘導柵の取付状況等に支障がない。	
		2	注意事項等の掲示が分かりやすい場所にある。	
3		運行管理規程が作成してある。		

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

確 認 事 項			添付書類
ウオータースライドを除く	構造部関係	1 地盤は、沈下、陥没等がなく、排水も問題ない。	
		2 基礎は、基礎コンクリートに部分的なき裂、破損がない。	
		3 構造物・構造体・支柱・梁・ ^{はり} 舞台等はさび、腐食破損等がない。	
		4 基礎、構造体は、安全上支障がなく施工されている。	写真・データ
	軌道関係	1 軌条、走路、水路にさび、腐食、緩み等が認められない。	
		2 支持部材等にさび、腐食、緩み等が認められない。	
	駆動装置及び伝動装置	1 電動機、制動機の取付状況は支障がない。	
		2 軸継手の取付状況は支障がない。	
		3 軸継手は異音振動等が認められない。	
		4 減速機の取付状況は支障がない。	
		5 減速機は異音振動等が認められない。	
		6 伝動装置の取付状況は支障がない。	
		7 伝動装置は異音振動等が認められない。	
		8 軸及び軸受装置の取付状況は支障がない。	
		9 軸及び軸受装置は磨耗、振動等が認められない。	
		10 駆動用歯車装置の取付状況、振動等が問題ない。	
		11 駆動車輪装置の取付け等が問題ない。	
	巻上装置	1 巻上装置の取付け、動作に問題ない。	
		2 緊張装置の取付けが問題ない。	
		3 主索(鎖)に変形、錆等が認められない。	
		4 主索(鎖)端部の取付け等が問題ない。	
		5 つり合おもりの取付状況に問題がない。	
	安全装置	1 非常止め装置の取付状況、動作等は支障がない。	
		2 緩衝装置の取付状況、動作等は支障がない。	
		3 乗物逆行防止装置、乗物急激降下防止装置の取付状況、動作等は支障がない。	
		4 制動装置の取付状況、動作等は支障がない。	
		5 速度制御装置の取付け、動作等は支障がない。	
		6 追突防止装置の取付状況、動作等は支障がない。	
		7 水位検出装置の取付状況、動作等は支障がない。	

ウォータースライドを除く	乗物関係	1	客席部分の取付状況等に支障がない。	
		2	客席部分における側壁等、施錠戸の取付け等に支障がない。	
		3	客席部分におけるシートベルト等の取付け等に支障がない。	
		4	客席部分における手すり等の取付け等に支障がない。	
		5	客席部分を固定する設備の取付状況に支障がない。	
		6	令和2年国土交通省告示第252号に基づき、乗客の手足と周辺の障害物が接触しない。又は、接触しても負傷しないように対策が行われている。	
		7	台車・車輪装置の取付状況等に支障がない。	
		8	乗物引上金具・車両連結器等の取付状況等に支障がない。	
	油圧装置・空圧装置・揚水装置	1	油圧装置・空圧装置・揚水装置の取付状況等に支障がない。	
		2	油圧装置・空圧装置・揚水装置からの漏れ、さび、異音等がない。	
		3	油圧装置・空圧装置・揚水装置の運転状況は良好である。	
		4	安全弁の作動、油温保持の状況に支障がない。	
		5	揚水ポンプの電動機の作動試験は適切である。	データ
		6	アクチュエーター(離脱防止装置)の取付状況等に支障がない。	
		7	配管は漏れ、腐食がなく取付状況に支障がない。	
		8	機器及び計器類は正常に作動する。	
	電気設備	1	受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況に支障はなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		2	配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等に支障がなく、接地抵抗値は適切である。	データ
		3	リミットスイッチ、センサーの取付状況、動作等を確認し、支障がない。	
		4	被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。	
		5	被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。	受雷部写真
		6	引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。	接続部写真
		7	引下げ導線システムが配置されている。	
		8	接地極システムが設計通りに施工されている。	接地極写真
		9	外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。	

(日本産業規格A列4番)

その 4

ウォータースライドを除く	その他の設備	1	乗降場・点検用歩廊等の取付状況等に支障がない。	
		2	安全柵、整理柵の取付状況等に支障がない。	
		3	運転室は見通しが良い場所にあり、乗降を監視できる。	
		4	運転開始、終了を知らせる装置があり、正常に作動する。	
		5	客席又は乗場において、定員、注意事項等の掲示が分かりやすい場所にある。	
		6	非常救出装置の動作が正常に働く。	
		7	負荷試験は適切である。	データ
		8	運行管理規程は作成してある。	

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。